

第4次常陸太田市男女共同参画推進計画
(案)

令和8年3月
少子化・人口減少対策課

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

I 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の目指す社会	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	3
II 計画策定の背景	4
1 少子・高齢化の進行	4
2 市民アンケート調査からみる市民の生活と意識の変化	5

第2章 施策の展開

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた環境整備	16
1 地域における男女共同参画意識の形成	16
2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	17
3 男女共同参画の視点に立った各種制度の整備	17
基本目標2 多様性を認めあい人権を尊重する安心・安全なくらしの実現	18
1 多様な生き方・考え方を認めあう社会の実現	18
2 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化	19
3 生活上の困難に対する支援	19
4 防災・復興における男女共同参画の推進	19
基本目標3 ライフステージに応じてすべての人が希望する働き方を選択できる社会の実現	20
1 働き方改革の更なる推進と多様で柔軟な働き方の実現	20
2 共働き・共育て、ワーク・ライフ・バランス実現のための男女双方の意識改革と理解促進	21
3 女性の所得向上と経済的自立を可能にする取組の推進	21

第3章 計画の推進

I 推進体制の充実	22
1 ジェンダー平等推進本部による計画の推進	22
2 男女共同参画審議会の運営	22
3 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進	22
4 関係機関等との連携	22

II 計画の周知及び指標の設定	22
1 男女共同参画推進計画の策定及び変更の公表	22
2 計画に基づく施策の実施状況の把握及び公表	22
3 計画の指標一覧	23
資料編	24
○ 諮問（写）	25
○ 答申（写）	26
○ 常陸太田市男女共同参画推進条例	27
○ 常陸太田市男女共同参画審議会委員名簿	31
○ 常陸太田市ジェンダー平等推進本部本部員名簿	32
○ 男女共同参画社会基本法	33
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	37
○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	44
○ ジェンダー・ギャップ指数（GGI）	55

第1章 計画の基本的な考え方

I 計画の概要

1 計画策定の趣旨

常陸太田市では、男女共同参画社会の実現のため、平成22年に「常陸太田市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成13年に策定した「ひたちおおた男女共同参画プラン」を起点として、令和7年度までを計画期間とする「第3次常陸太田市男女共同参画推進計画」に基づく各種施策の実施により、市民・事業者・団体等との連携・協力のもと、様々な分野における継続的な取組を進めてまいりました。

しかし、現在においても地域における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス^{※1}）は根強く残っており、育児や介護をはじめとしたライフイベントに際し、仕事と育児や介護の両立のしづらさや、特に女性における着実なキャリア形成が難しい状況であるとともに、男性においても、生活における仕事の優先度が高く、家事やプライベートとのバランスが取れていないなど、男女問わず理想とするワーク・ライフ・バランスの実現が困難な状況がみられます。

加えて、頻発化・激甚化する大規模災害は、男女に異なる影響をもたらし、女性や脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが知られており、平常時の固定的な役割分担意識を反映したジェンダー^{※2}に起因する様々な課題を一層顕在化させています。

こうした現状において、年齢や性別、国籍や障がいの有無、性的指向・性自認などに関わりなく、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが個々の能力を発揮できるダイバーシティ社会^{※3}の実現を図ることは大変重要であり、男女共同参画や女性の活躍は、その実現に不可欠な要素でもあります。

このような状況を踏まえ、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化や様々な課題に対応するとともに、国や県の男女共同参画基本計画を勘案し、中長期的な展望に立った本市の男女共同参画社会の実現に向けた取組の方向性を示すため、第4次常陸太田市男女共同参画推進計画を策定するものです。

2 計画の目指す社会

常陸太田市男女共同参画推進条例第3条に定める基本理念に沿って、以下のような社会の実現を目指します。

- (1) 年齢や性別、性的指向や性自認などにより差別されることなく、その人権が尊重される社会
- (2) 一人ひとりが、個人として能力を十分に発揮する機会が確保され、多様な生き方が選択できる社会
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、政策・方針の立案及び決定に共同参画する社会
- (4) 男女が家庭生活と社会生活を両立でき、対等な立場で参画し、責任を分かちあう社会
- (5) 国際社会の男女共同参画の取組を踏まえ、国際的協調のもとで男女共同参画が推進される社会

※1 アンコンシャス・バイアス…性別、年齢、学歴などに関する固定観念や先入観により、自分では気づかずに判断や行動をしてしまうこと。

※2 ジェンダー…社会的・文化的に形成された「男性像」「女性像」などの社会的性別のこと。

※3 ダイバーシティ社会…すべての人が個性と能力を尊重され、誰もが平等に参画し、自分らしく活躍できる社会。多様性社会。

3 計画の位置づけ

(1) 男女共同参画社会基本法に定める市町村男女共同参画計画

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び常陸太田市男女共同参画推進条例第9条第1項に規定された男女共同参画推進計画であり、男女共同参画社会の形成促進に関する基本的な計画です。

(2) 女性活躍推進のための市町村推進計画

この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に規定された市町村推進計画を含み、一体としたものです。

(3) DV 被害者保護等のための市町村基本計画

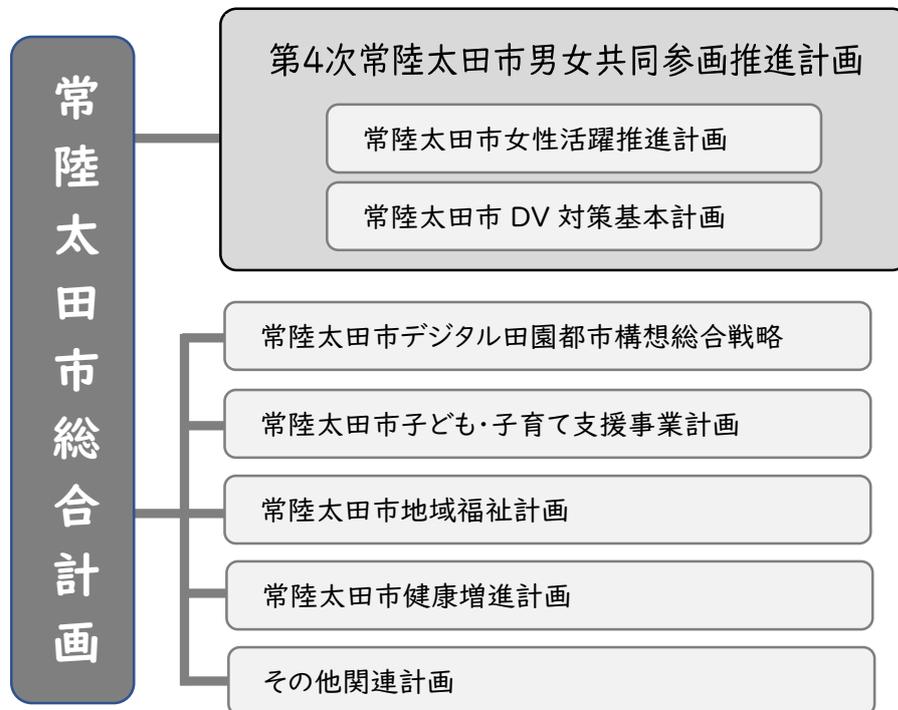
この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に規定された市町村基本計画を含み、一体としたものです。

(4) 常陸太田市総合計画の分野別計画

この計画は、常陸太田市総合計画において示す、本市の目指す都市像と施策の方向性を踏まえた分野別計画です。

(5) 各分野別計画との整合性の確保

「常陸太田市デジタル田園都市構想総合戦略」「常陸太田市子ども・子育て支援事業計画」「常陸太田市地域福祉計画」「常陸太田市健康増進計画」など、関連する計画との整合性を確保します。



4 計画の期間

計画期間は令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

なお、計画期間の5年の間において、国及び県の動向や社会情勢の変化、計画の進捗状況等に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
	アンケート調査	策定	第4次常陸太田市男女共同参画推進計画				
第3次常陸太田市男女共同参画推進計画							

II 計画策定の背景

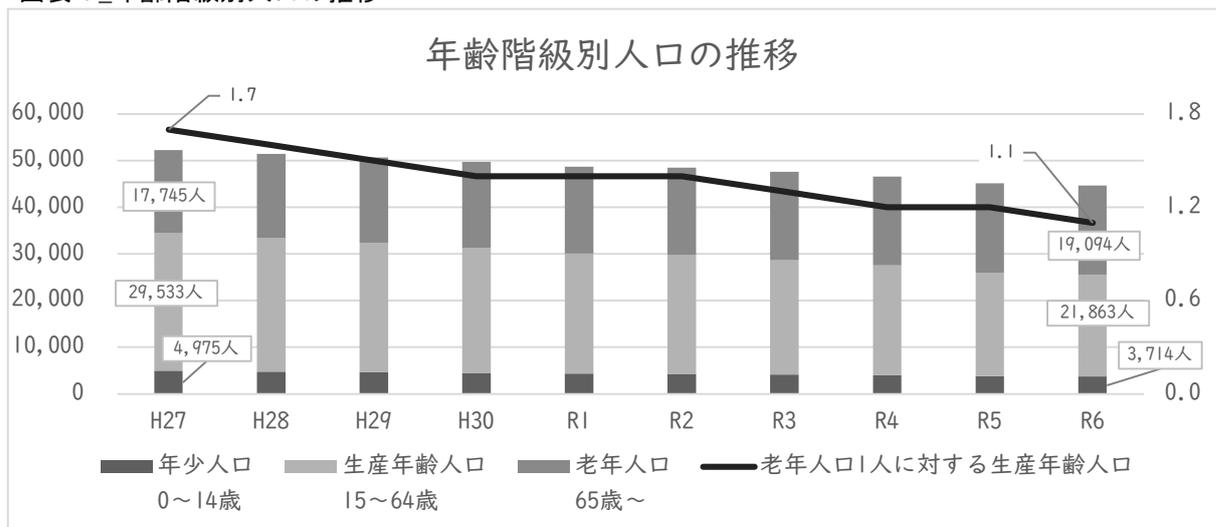
I 少子・高齢化の進行

①年齢階級別人口の推移

全国的にも人口減少と少子高齢化が進む中、本市でも人口減少・少子高齢化が進んでいます。年齢構成を見てみると、この10年間で年少人口が4,975人から3,714人へと1,261人減少し、生産年齢人口も29,533人から21,863人へと7,670人減少しています。

逆に、老年人口は17,745人から19,094人へと1,349人増加しており、生産年齢にある人1.1人で高齢者1人を支えている計算となります。

図表1_年齢階級別人口の推移

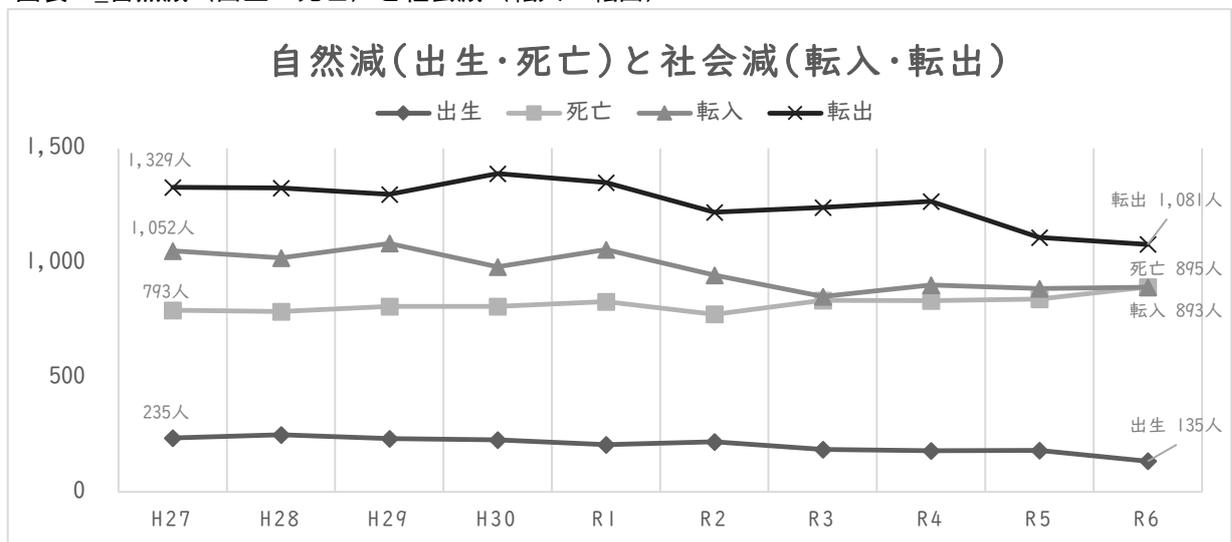


②自然増減と社会増減

出生と死亡による人口増減が自然動態です。本市では出生数の減少が続いており、令和6年度は、死亡が895人、出生が135人となり、760人の「自然減」となっています。

また、転入と転出による人口増減である社会動態においても、転入が893人だったのに対し、転出が1,081人となり、188人の「社会減」となっています。

図表2_自然減(出生・死亡)と社会減(転入・転出)



2 市民アンケート調査からみる市民の生活と意識の変化

男女共同参画社会の実現に向けて、市民の意識と実態等を調査集計・分析し、その結果を公表することにより、市民全体の男女共同参画社会への理解と意識の醸成を図るため、令和6年度に市民アンケート調査を実施しました。

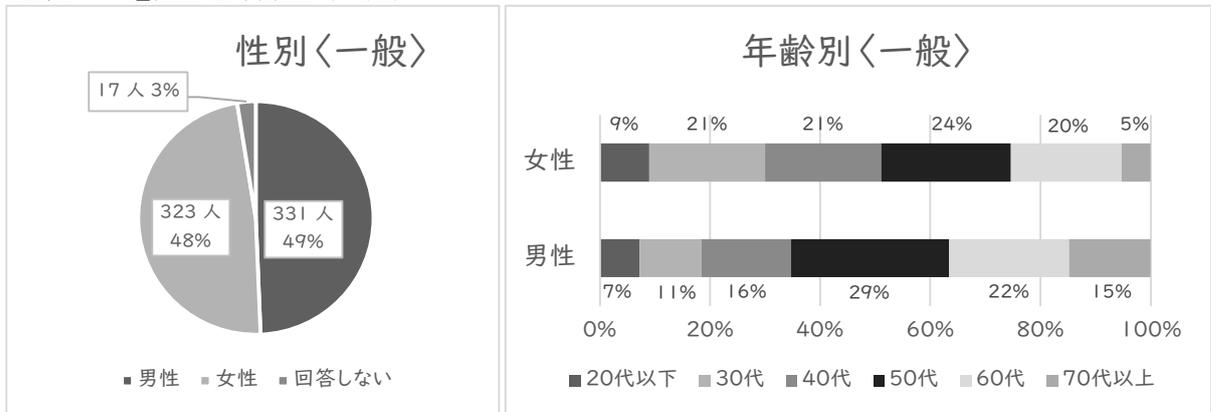
なお、一部の項目については、市内の中学校・高等学校に通う生徒に対してもアンケートを実施し、将来を担う若年層の意識について調査しました。

【調査方法】

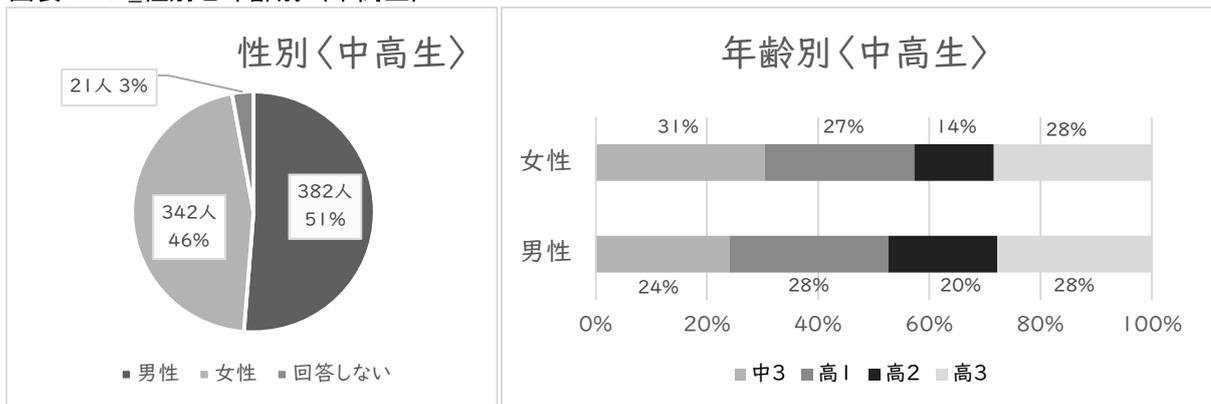
市民アンケート調査（一般）	
調査対象	無作為に抽出された18歳以上の市民 4,000人 広報紙等を見て回答した市民
回答数	671件（無作為抽出 442人、広報紙 229人）
回答率	11.1%（無作為抽出のみ）

市民アンケート調査（中高生）	
調査対象	市内の中学校・高等学校に通う生徒 1,178人 （中学3年生 339人、高校生 839人）
回答数	745件
回答率	63.2%

図表3-1_性別と年齢別〈一般〉



図表3-2_性別と年齢別〈中高生〉

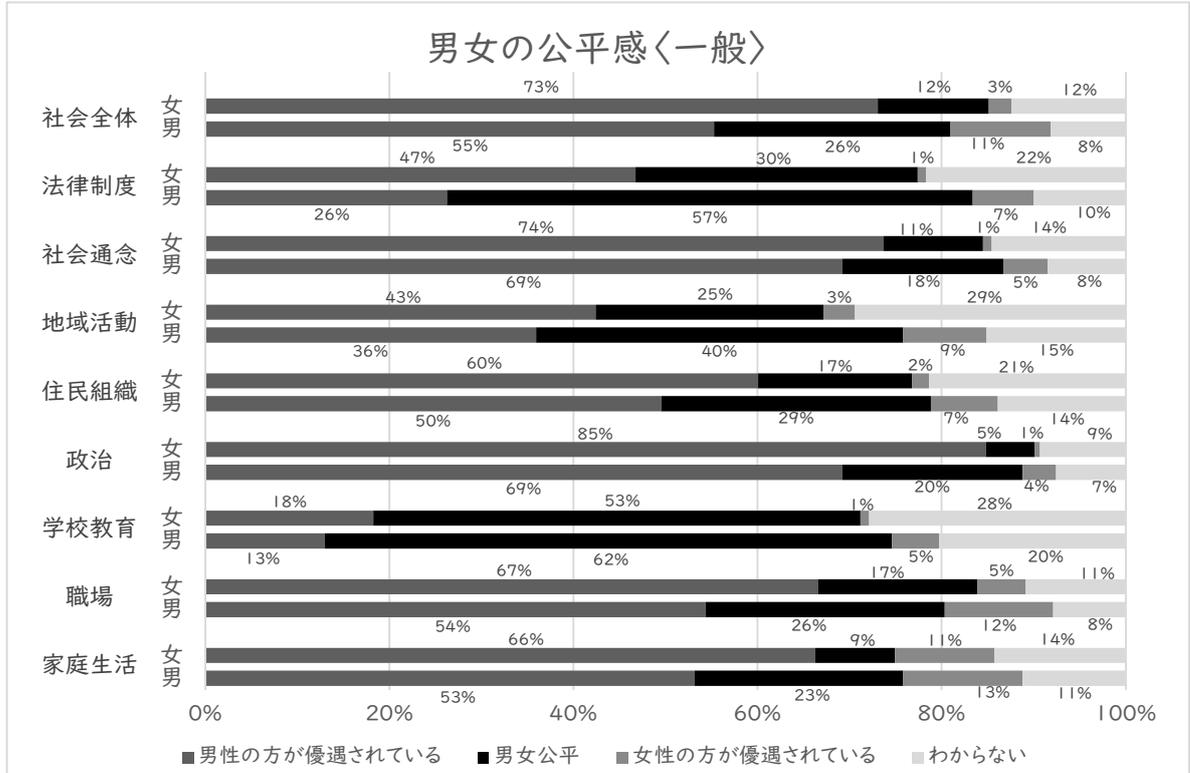


①男女の公平感

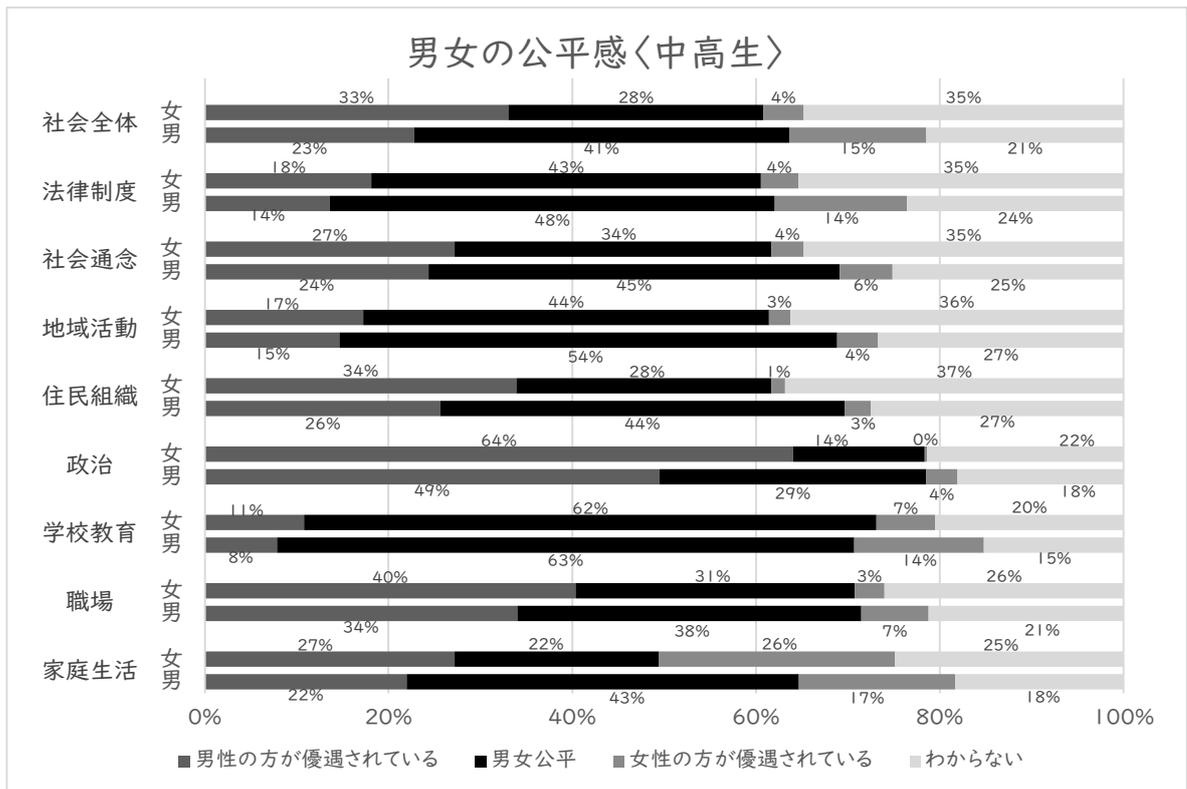
男女の公平感〈一般〉については、「学校教育」の場では男女とも過半数が“公平”であると感じていますが、「政治」「社会通念」においては約7割以上の方が“男性優遇”であると感じています。

また、社会全体についても、女性の73%、男性の55%が“男性優遇”であると感じています。

図表4-1_男女の公平感〈一般〉



図表4-2_男女の公平感〈中高生〉

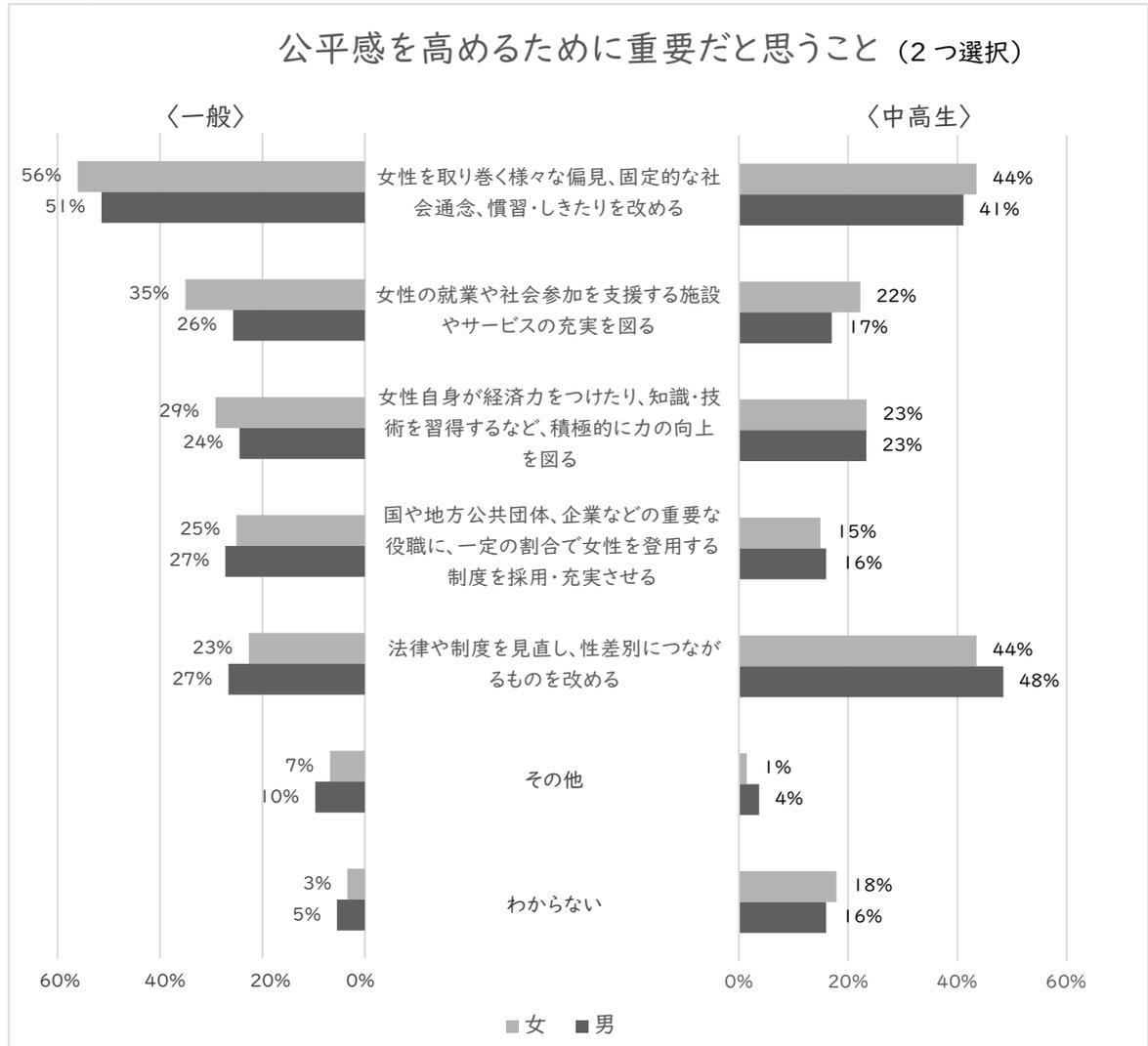


②公平感を高めるために必要なこと

〈一般〉では、「女性への偏見、固定的な社会通念や慣習の改善」が女性で 56%、男性で 51%と最も多くなっており、次いで「女性の就業や社会参加を支援する施設やサービスの充実」が女性 35%、男性 26%となっています。

一方、〈中高生〉を見てみると、男性では「法律や制度の見直し、性差別につながるものの改善」が重要だと考えている人が 48%と最も多くなっており、女性でも「女性への偏見、固定的な社会通念や慣習の改善」と同じく 44%と高くなっています。

図表5_公平感を高めるために重要だと思うこと

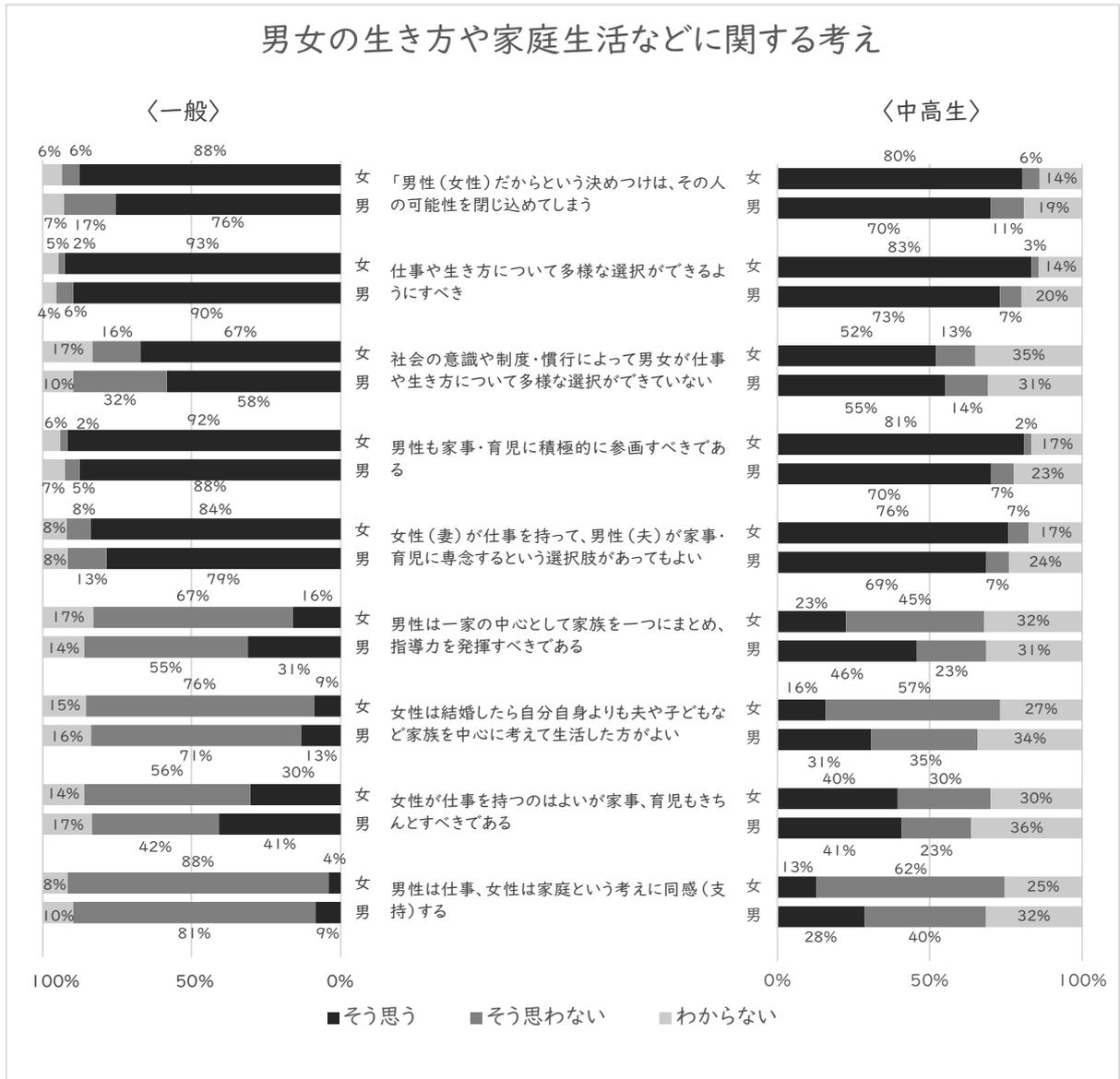


③男女の生き方や家庭生活などに関する考え

男女の生き方や家庭生活に関する考えでは、〈一般〉〈中高生〉ともに、「仕事や生き方の多様な選択を可能にすること」を重要と考える人が最も多く、次いで「男性の家事・育児への積極的参画」の必要性を感じている人が多くなっています。

一方、〈中高生〉では、「男性は一家の中心として指導力を発揮すべき」「女性は結婚したら家族を中心に考えて生活した方がよい」といった考えに同意する人が〈一般〉よりも多くみられます。

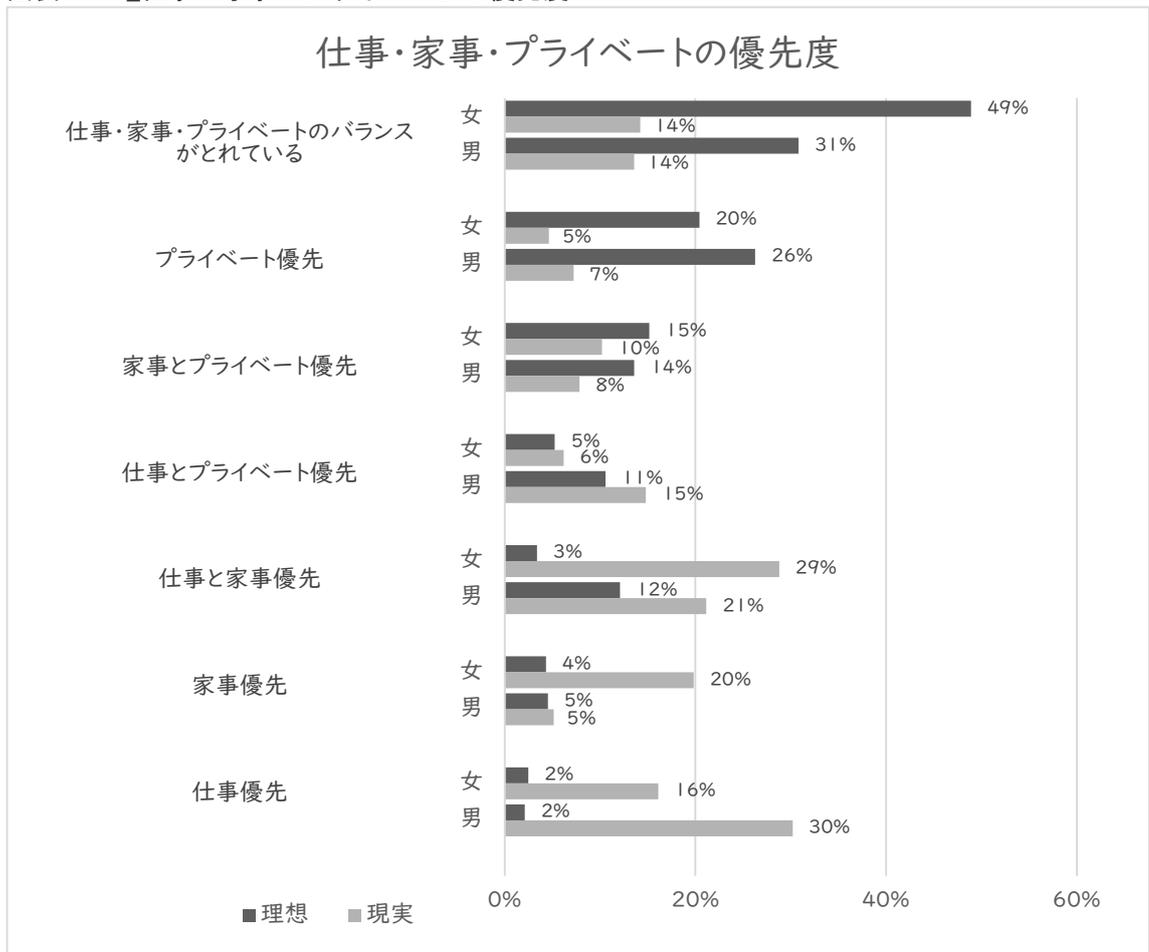
図表 6_男女の生き方や家庭生活などに関する考え



④仕事、家庭生活、個人の生活の希望と現実

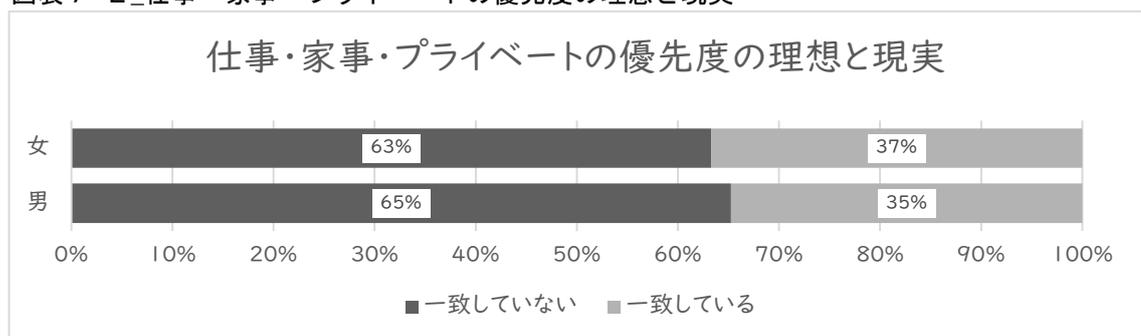
仕事・家事・プライベートの優先度は、女性 49%、男性 31%と、男女ともに多くの人が「仕事・家事・プライベートのバランスがとれている」を希望していますが、現実では、女性は「仕事と家事優先」となっている人が 29%と最も多く、次いで「家事優先」が 20%となっています。一方、男性は「仕事優先」となっている人が 30%と最も多く、次いで「仕事と家事優先」が 21%となっています。

図表 7-1_仕事・家事・プライベートの優先度



また、理想と現実が一致している人の割合は女性 37%、男性 35%であり、男女とも 6 割以上の人が理想と現実が一致していないと答えています。

図表 7-2_仕事・家事・プライベートの優先度の理想と現実

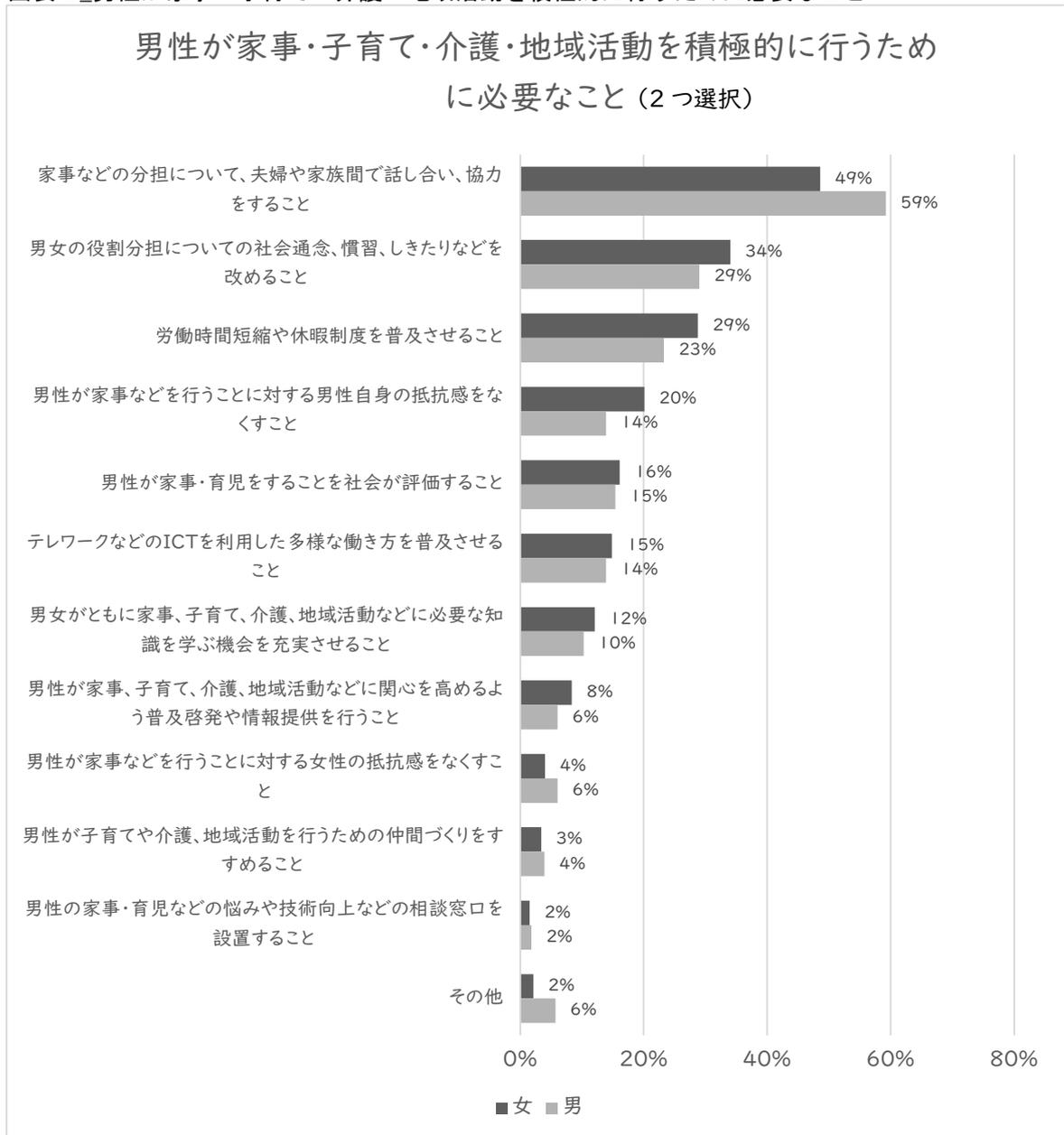


⑤ 男性が家事、子育て等を積極的に行うために必要なこと

男性が家事、子育て、介護や地域活動を積極的に行うために必要だと思うことについては、女性の49%、男性の59%が「夫婦や家族間で話し合い、協力をする事」を選択しており、最も多くなっています。

次いで「社会通念や慣習等の改善」「労働時間短縮や休暇制度の普及」「家事を行うことへの男性自身の抵抗感の解消」の順となっており、いずれも、男性よりも女性の方が高い結果となっています。

図表8_男性が家事・子育て・介護・地域活動を積極的に行うために必要なこと

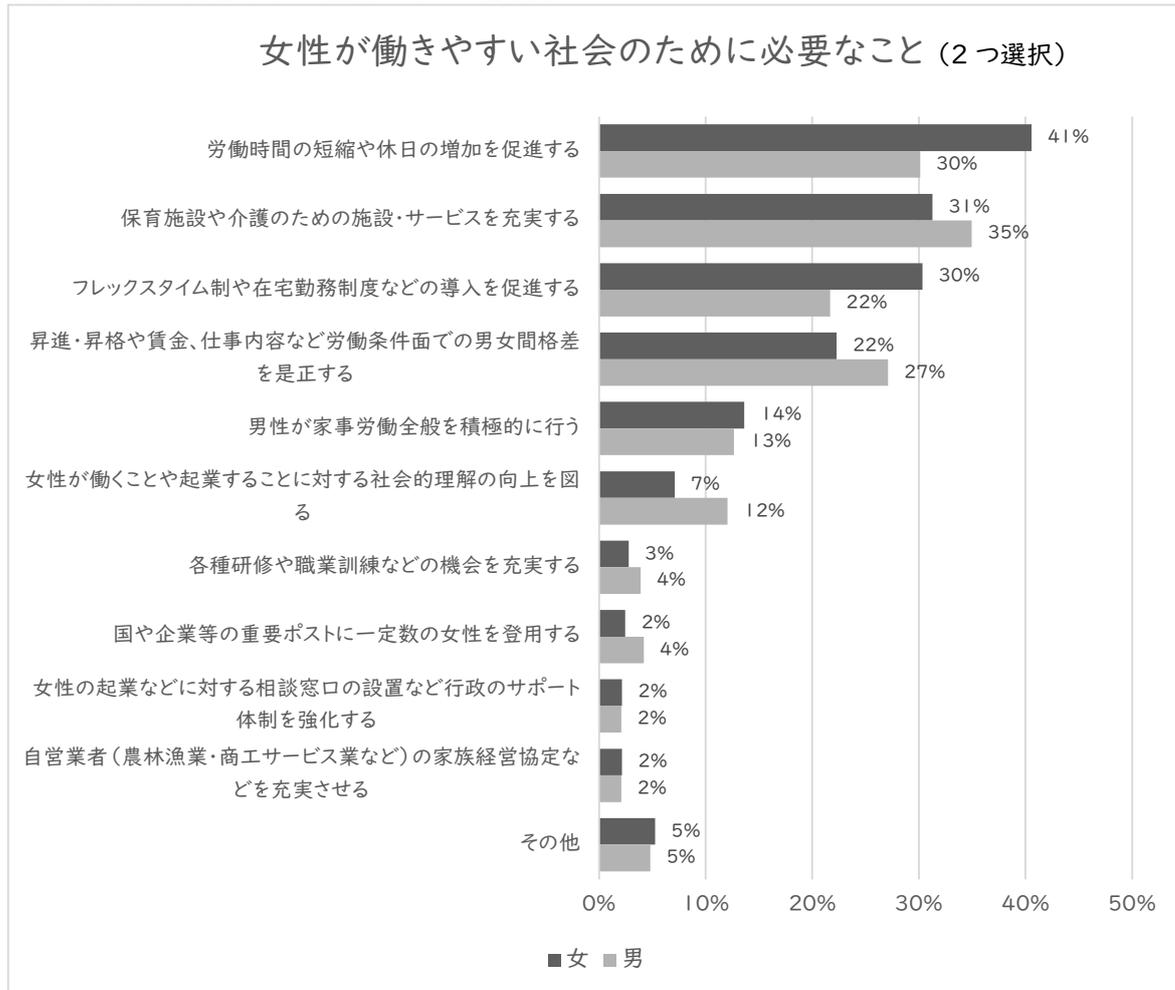


⑥女性が働きやすい社会のために必要なこと

女性が働きやすい社会の実現のために必要なことについては、女性は「労働時間短縮や休日増加の促進」が41%と最も多く、次いで「保育施設や介護のための施設・サービスの充実」が31%、「フレックスタイム制や在宅勤務制度などの導入促進」が30%となっています。

一方、男性は、「保育施設や介護のための施設・サービスの充実」が35%と最も高く、次いで「労働時間短縮や休日増加の促進」が30%、「労働条件面での男女間格差の是正」が27%となっています。

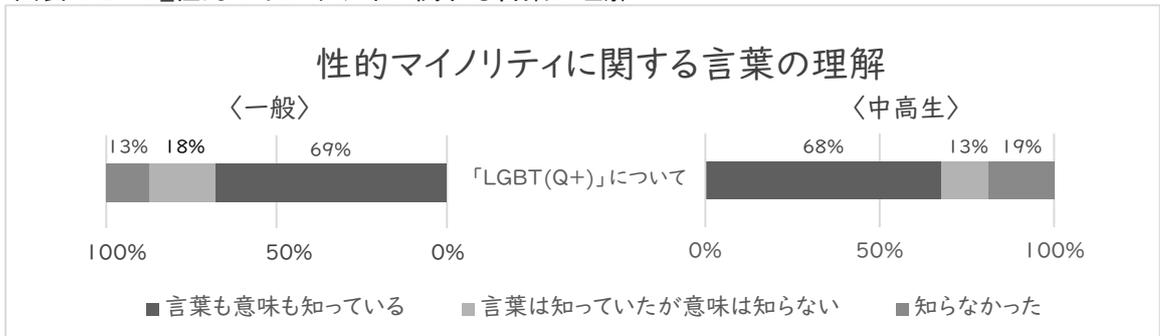
図表9_女性が働きやすい社会のために必要なこと



⑦性的マイノリティ^{※4}に関する意識

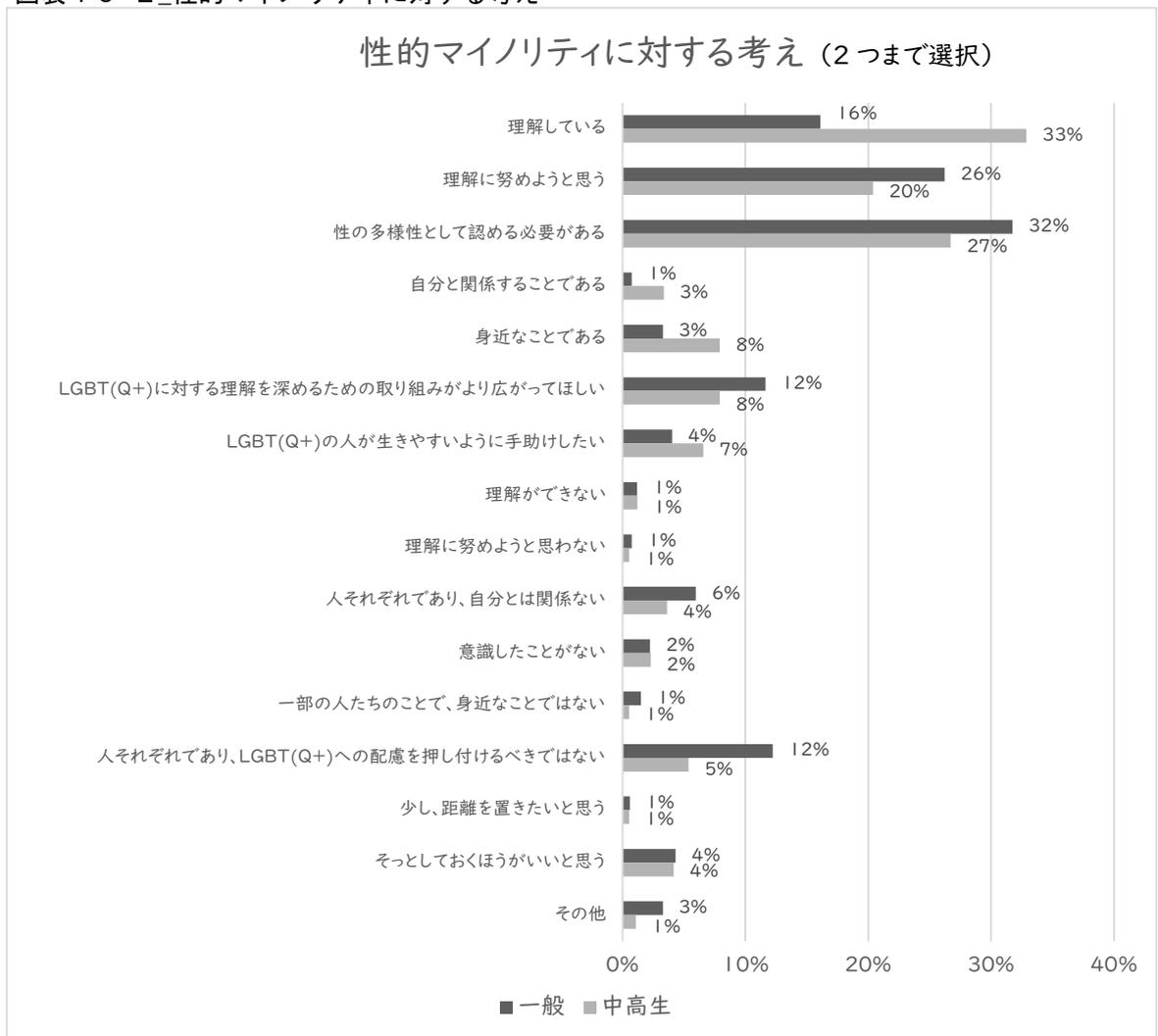
性的マイノリティについては、約9割の人が「LGBT(Q+)^{※5}」という言葉を知っており、〈一般〉の69%、〈中高生〉の68%が意味まで理解している状況です。性的マイノリティに関する言葉が広く浸透してきていると言えます。

図表10-1_性的マイノリティに関する言葉の理解



さらに、性的マイノリティに対する考えでは、〈中高生〉の33%が「理解している」と答えています。また、〈一般〉においても32%の人が「性の多様性として認める必要がある」と考えており、26%が「理解に努めようと思う」と答えています。

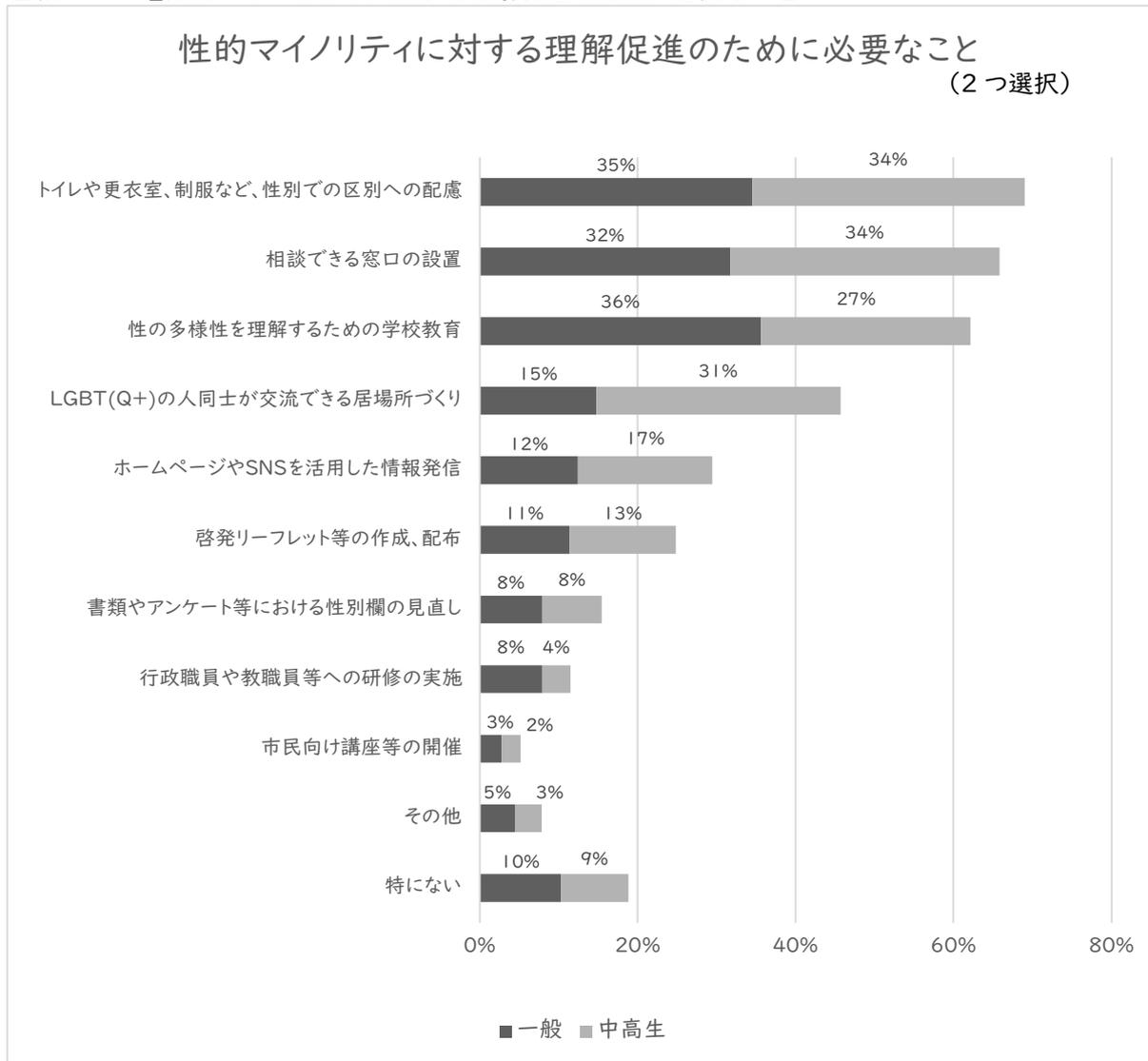
図表10-2_性的マイノリティに対する考え



性的マイノリティに対する理解促進のために必要だと思うことについては、〈一般〉の 35%、〈中高生〉の 34%が、「トイレや更衣室、制服など、性別での区別への配慮」が必要と考えており、各種制度や施設などにおける配慮の必要性を感じています。

また、「相談窓口の設置」による支援体制の構築や、「理解するための学校教育」などの必要性を求める回答の割合も高く、“意識啓発と理解のための具体的取組”が求められている状況です。

図表 10-3_性的マイノリティに対する理解促進のために必要なこと



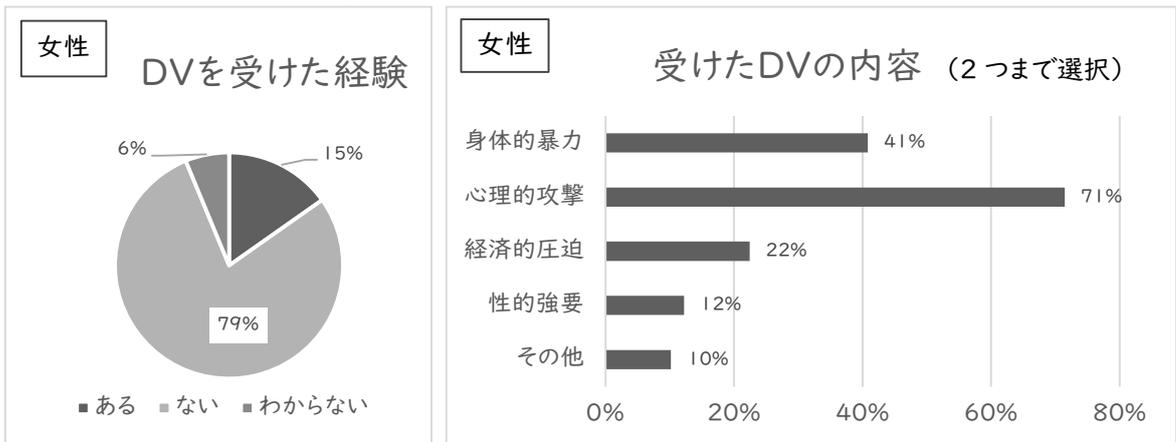
※4 性的マイノリティ…性のあり方(性的指向や性自認)が多数派とは異なる人々のこと。

※5 LGBT(Q+)…性的マイノリティを表す総称のひとつ。レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(身体的な性と心の性が一致しない人)、クエスチョニング(性的指向や性自認が定まっていない又は意図的に定めていない人)やクィア(既存の性に当てはまらない人)の頭文字と、そのほかの多様性を表す+(プラス)。

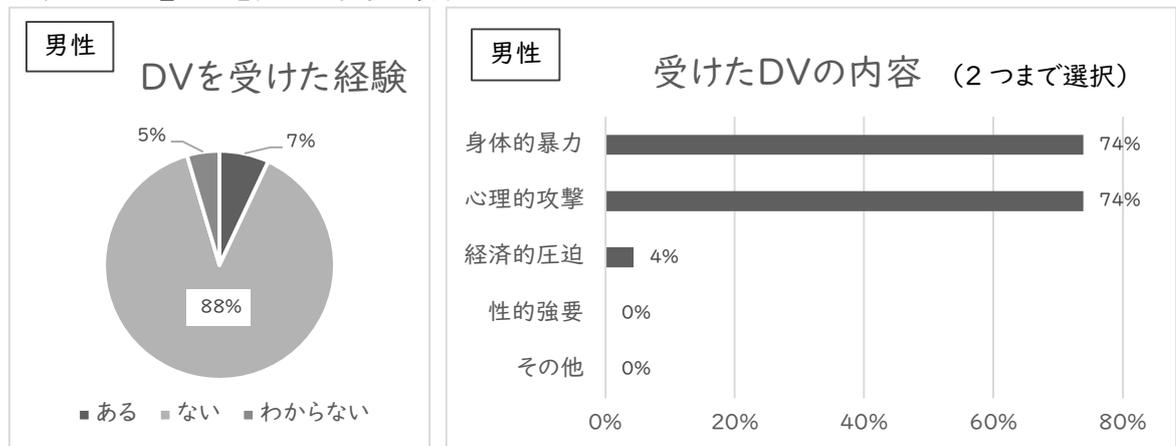
⑧配偶者等からの暴力被害の状況

配偶者（元配偶者も含む）や恋人などからの暴力被害（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」。）を受けた経験については、女性の15%が「ある」と答えています。受けたDVの内容は、暴言や監視、脅迫などの「心理的攻撃」が71%で最も多く、殴る蹴る、物を投げつけるなどの「身体的暴力」も41%となっています。また、生活費を渡さない、就業を制限するなどの「経済的圧迫」や、「性的強要」の被害もみられます。一方、男性においても、7%の人がDVを受けた経験が「ある」と回答しており、その内容は「身体的暴力」と「心理的攻撃」の被害が主となっています。

図表11-1_DVを受けた経験（女性）



図表11-2_DVを受けた経験（男性）

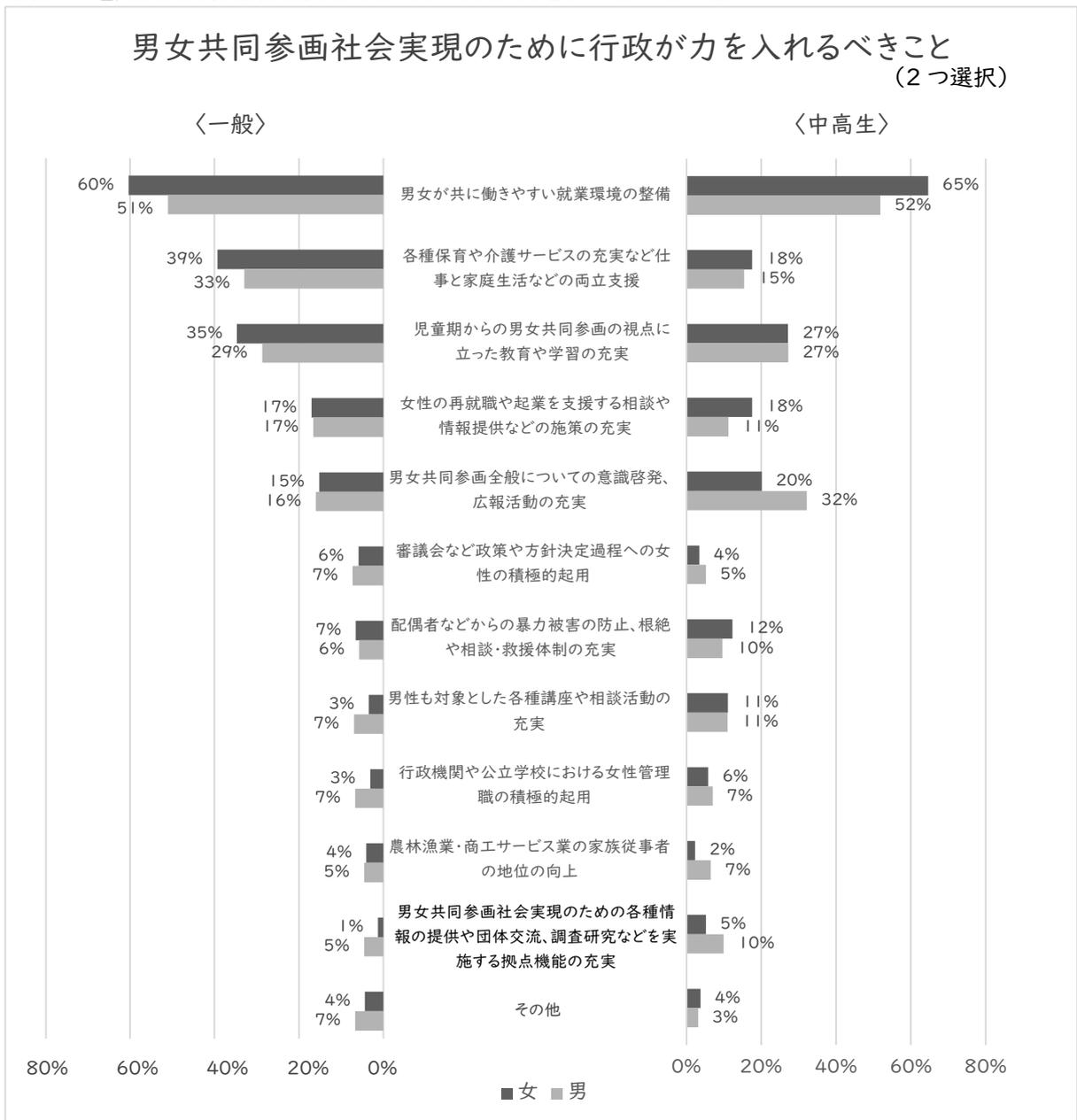


⑨男女共同参画社会の実現にあたって行政が力を入れるべきこと

男女共同参画社会の実現のために行政が力を入れて取り組むべきことについては、〈一般〉〈中高生〉ともに「男女が共に働きやすい就業環境の整備」が最も多く、女性では60%以上となっています。また、〈一般〉女性では、次いで「仕事と家庭生活などの両立支援」「児童期からの教育・学習の充実」が30%以上となっています。

なお、「児童期からの教育・学習の充実」は、〈中高生〉においても男女ともに27%と比較的高くなっており、その他にも、男性で「意識啓発や広報活動の充実」が30%以上となるなど、多くの人が個々における男女共同参画についての知識や理解の重要性を感じています。

図表 1 2_男女共同参画社会実現のために行政が力を入れるべきこと



第2章 施策の展開

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた環境整備

課題

女性や若者に選ばれる地域づくりを推進するためには、様々な場面で固定的な性別役割分担意識等の解消を含む男女共同参画を推進し、性別や年齢によらず全ての市民が様々な活動に参画でき、暮らしやすい地域へとシフトしていくことが必要不可欠です。

しかし、社会全体の男女の公平感についての市民アンケート調査では、「公平である」と答えた方は男性で26%、女性では12%にとどまっており、男女とも過半数以上が「男性優遇」と感じています。

女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めるとともに、性別等による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消と、女性の就業や社会参加を支援する取組について、より一層の充実が求められています。

数値目標

項目	現状値(R6)	目標値(R12)
社会全体における男女の公平感 (市民アンケート調査[図表4-1]より)	女性:12% 男性:26%	男女とも: 50%以上
審議会・委員会等における女性委員の割合 (常陸太田市調査より)	24.1%	40%以上

方向性

女性や若者が様々な活動に参加できる暮らしやすい地域へとシフトしていくため、様々な場面における固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消を含む男女共同参画社会実現のための取組を推進し、女性や若者に選ばれる地域づくりを推進します。

1 地域における男女共同参画意識の形成

○ 男女共同参画やジェンダー平等についての理解と意識啓発の推進

男女平等参画やジェンダー平等についての理解と意識啓発を推進するため、男女共同参画に関する情報周知や講演会の開催などを行います。

○ 家庭や職場、地域活動等における固定的な性別役割分担意識の解消

市民をはじめ市内の企業や団体、町会や地域コミュニティ等に対し、男女共同参画推進に関する各種情報の周知を行い、家庭生活や職場等における固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消を図ります。

○ 地域活動等における女性の参画推進

地域で活動する団体や個人の情報を広く市民に周知するとともに、地域活動等において活躍する女性人材の育成とさらなる女性参画の推進を図ります。

○ ICT活用による男女共同参画の推進

市内の企業等におけるICTの活用を推進し、業務効率化のみならず、就業者の身体的負

担の軽減を図り、誰もが働きやすい職場環境の実現を促進します。

2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

○ 多様性を認めあう教育の充実

こども園や小中学校など、幼児期からにおける教育環境の中で、一人ひとりの個性を尊重し、男女共同参画の重要性、自己肯定や多様性を認めあうことの大切さを理解する教育活動を推進します。

また、教職員の人権に関する認識を深めるための校内研修を行い、人権教育の指導方法等の改善を図り、多様性を認めあう教育活動の充実を図ります。

○ 生き方を考えキャリアを選択する力を育てる教育の推進

子どもたちが将来の夢や目標をもって主体的に活動に取り組めるよう、家庭や地域と連携した学校教育に取り組み、自己実現に向けた勤労意識や職業観を育むキャリア教育を進めます。

○ 男女がともに参加できる生涯学習の充実

男女ともに生きがいを実感できる豊かな生活を実現するため、自然観察講座や語学講座、歴史講座など、男女ともに参加しやすい生涯学習の機会を提供します。

3 男女共同参画の視点に立った各種制度の整備

○ 慣習や社会通念における制度等の見直しの促進

市の公式サイトや広報紙などを活用し、男女共同参画やジェンダー平等の推進に関する各種情報の周知広報を行い、固定観念やアンコンシャス・バイアスの解消を図ります。

○ 様々な分野における方針決定過程への女性の参画推進

男女が社会の対等な構成員として方針決定過程に共同して参画する機会を確保し、男女共同参画社会の実現を推進するため、法令または政令により設置されている審議会・委員会等をはじめ、様々な分野における方針決定過程への女性参画を推進します。

○ 経済社会情勢等に基づく制度等の情報周知

国や県と連携し、市内企業や団体等において、男女共同参画推進や労働関係の法令や制度などに関する情報周知を行い、地域における男女共同参画推進の取組を推進します。

基本目標2 多様性を認めあい人権を尊重する安心・安全なくらしの実現

課題

社会における固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見は、ひとり親家庭であることや家庭の経済状況、性的マイノリティであること、障害の有無、外国人やルーツが外国であること等を理由とした社会的困難を抱えている人にとっては、更に複合的な困難を生じさせる原因となる場合があります。

また、身体的な暴力はもとより、暴言や監視・無視などの精神的な暴力は、重大な人権侵害であり、デジタル化の進展に伴いその形態も多様化してきています。

偏見や暴力による人権侵害について、市民一人ひとりが身近にある問題として考え、個人の尊厳を傷つける言動は許さないという意識を社会全体で共有していくことが重要です。

加えて、災害発生などの非常事態時には、とりわけ、女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されていることも踏まえ、あらゆる施策の中にダイバーシティの視点を含めて進めていくことが肝要であるとともに、平常時から、非常時における負担の集中や困難の深刻化を生じさせないための準備や配慮を進めるなど、個々の人権を尊重する社会基盤の形成が求められています。

数値目標

項目	現状値(R6)	目標値(R12)
LGBT(Q+)の方への理解がある人の割合 (市民アンケート調査[図表10-2]より)	16%	60%以上
DVを受けた経験のある人の割合 (市民アンケート調査[図表11]より)	女性:15% 男性:7%	男女とも:0% (直近5年間)

方向性

性別や、貧困等生活上の困難、就労・家族形態等の実情に関わりなく、様々な属性の人々についての正しい理解を広めるとともに、個人の人権や多様性を尊重する社会づくりを進め、誰もが安全かつ安心して暮らすことのできる社会基盤の形成を図ります。

1 多様な生き方・考え方を認めあう社会の実現

○ ダイバーシティ社会実現のための人権啓発と相談対応の実施

人権教育・啓発イベントや各キャンペーンを実施し、人権啓発物の掲示や配布を行うとともに、市の広報紙やホームページへの掲載等により、地域全体として人権を尊重する意識の啓発に努めます。

また、人権擁護委員による特設人権相談の開催を継続するとともに、人権擁護委員の研修の実施により相談対応の充実を図ります。

○ 性的マイノリティについての理解促進

男女共同参画推進のための情報周知や各種取組において、性的マイノリティに関する正しい情報の提供と理解の促進を図り、性的指向や性自認の多様性への偏見の解消を図ります。

2 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化

- 精神的な暴力を含むあらゆる人権侵害を許さない社会の実現のための意識啓発
市の広報紙や公式サイト等をはじめとした各種の周知広報により、市民一人ひとりがジェンダーに基づく暴力（DV や差別など）に関する正しい認識を深め、人権侵害は決して許されず社会的な問題であるという意識啓発を図ります。
- デジタル化の進展に伴う新たな形の暴力への対応
デジタル化の進展に伴い発生するインターネット上での性的な暴力など、新たな形の暴力に対応するため、SNS 等を活用した若年層への ICT リテラシー（情報通信技術を安全かつ効果的に活用する力）向上のための情報周知と意識啓発を図ります。
また、学校教育においては、情報モラル教育を実施するとともに、保護者への啓発及び教職員の研修を実施し、児童生徒を被害者・加害者・傍観者にさせない取組を実施します。
- 国や県、関係機関や民間団体等と連携した相談体制の確保と被害者支援の実施
人権擁護委員による特設人権相談の実施と、相談員研修による対応充実のほか、国や県をはじめとする関係機関と連携し、個々の実情に応じた適切な対応と早期解決を図ります。

3 生活上の困難に対する支援

- 貧困や家族形態など個々の実情に応じた相談対応の実施
自立相談支援室相談員や家庭相談員による相談体制を継続し、貧困や家族形態など個々の実情に応じ、就労支援、家計改善、居住支援など、必要な支援サービスの利用につなげます。

4 防災・復興における男女共同参画の推進

- ダイバーシティの観点からの危機管理体制の充実強化
災害対策本部や防災会議等において、様々な分野から多様な視点の意見を聴取できるような組織運営を行います。また、防災会議への防災士の参画推進とあわせ、災害時の初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階における男女共同参画の視点からの取組を推進します。
- 非常時におけるジェンダー平等意識確保のための平常時からの取組推進
避難所運営において、避難者の多様性に柔軟に対応するため、女性職員の配置に配慮し、非常時においても避難者が安心・安全に過ごせる体制を整えます。
また、災害用備蓄品等においても、多様性に配慮した物品の計画的な配備を図ります。

基本目標3 ライフステージに応じてすべての人が希望する働き方を選択できる社会の実現

課題

若い世代の男性は家事・育児に対する意欲が他の世代よりも相対的に高く、男性の育児休業取得率は上昇傾向にあります。しかし、男性の育児休業は女性に比べて短時間の取得が多く、また、女性に比べ、子の年齢に関わらず、残業をしながらフルタイムで働く男性の割合は高く、依然として家事・育児が女性に偏っている現状にあります。

また、高齢者人口の増加とともに、家族の介護をしながら就業する者、いわゆる「ワーキングケアラー」の増加も見込まれ、介護を含む家事や育児についての固定的な性別役割分担意識や、就労環境の改善が進まなければ、管理職となる年代における女性の活躍を阻む要因になります。

そのため、ライフステージに応じて、女性も男性も、すべての人が働きがいを実感できるワーク・ライフ・バランスの実現や就労支援の取組を着実に推進することが必要です。

数値目標

項目	現状値(R6)	目標値(R12)
仕事・家事・プライベートの優先度について理想と現実が一致している人の割合 (市民アンケート調査[図表 7-2]より)	女性:37% 男性:35%	男女とも: 50%以上
職場における男女の公平感 (市民アンケート調査[図表 4-1]より)	女性:17% 男性:26%	男女とも: 50%以上

方向性

すべての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との両立のしづらさを感じることなく働き続け、キャリア形成やリ・スキリング^{※6}の機会を得ながらその能力を十分に発揮することができる環境整備を推進することにより、性別等による経済的自立の困難性の排除とともに、内容や時期も異なる男女それぞれの健康課題についての相互理解の促進を図り、男女共同参画社会の実現のための環境を整備します。

1 働き方改革の更なる推進と多様で柔軟な働き方の実現

- 市内企業や各種団体等と連携した優良事例の普及啓発や経営者の意識改革の推進
市内企業や各種団体等に対し、女性活躍推進や多様な働き方、ワーク・ライフ・バランス等に関する優良事例や関連事業等の情報提供を行い、地域全体としての取組の促進を図ります。
- 働き方改革と人材育成の観点からの女性登用の推進
市内企業や各種団体等に対し、柔軟な勤務制度や両立支援策の周知啓発を行うとともに、男女の均等な採用と女性管理職の積極的な登用についての働きかけを行います。
- 休日確保等の就労環境の改善や ICT 活用による生産性向上の推進
企業の働き方改革や健康経営に関する研修の実施、ICT 活用による業務改善などの取組を促進するため、「常陸太田市人材確保支援事業費補助金」の活用を推進します。

※6 リ・スキリング…社会の変化や技術革新への対応、自身のキャリア形成のために、新たな仕事や役割に必要な能力・知識を学び直すこと。

また、市が入札発注する事業について、「休日確保」や「ICT活用」「育休制度導入」等の評価項目を設定し、地域全体としての就労環境の改善を促進します。

2 共働き・共育^{※7}、ワーク・ライフ・バランス実現のための男女双方の意識改革と理解促進

- 放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施による児童の安心・安全な居場所づくり
保護者が安心して仕事と子育てができるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室を開設し、子どもの安心・安全な居場所を確保します。
- 男性の育児休業取得期間及び取得率向上の推進
市内の企業や団体等に対し、茨城労働局や労働基準局等の関係機関と連携した各種情報の積極的な周知を図り、地域における男性の育児休業期間や取得率向上の取組を推進します。
- 家庭生活における固定的な性別役割分担意識の解消
市の広報紙や公式サイト等による情報周知とあわせ、家事・育児等に関連する事業において男女共同参画推進の視点を盛り込んだ内容となるよう調整し、アンコンシャス・バイアスや固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組を行います。
- 仕事と介護の両立支援のための情報周知と理解促進
介護サービスの理解と適正な利用を推進するとともに、「認知症サポーター」による地域でのサポート体制を推進するなど、介護者と要介護者双方の負担軽減と生活の質の維持・向上を図ります。
- 身体的性差の相互理解と健康課題の解消支援
ライフステージに合わせた健康支援や各種疾病予防等について、市の広報紙や公式サイト等を活用した周知広報を行い、男女双方の健康についての相互理解を深めます。
また、市内の企業等に対して、生理や不妊治療、労働者の健康管理に関する取組への国の支援制度等について、積極的に情報提供を行います。

3 女性の所得向上と経済的自立を可能にする取組の推進

- 多様な働き方における就業環境の整備と再就職等への支援
市内の企業や団体等に対し、就業環境整備に関する各種情報の周知を図ります。
また、ハローワークやいばらき就職支援センター等と連携した就職セミナーや就職面接会・相談会、市内企業の求人情報の提供などを実施し、就業を希望する人への就業支援を行います。
- リ・スキリングの推進による希望する働き方の実現
国や県も含めた支援制度等の情報周知を行うとともに、市内の中小企業者が行う国家資格取得事業や技能訓練に関する取組を支援します。
- ハラスメントに係る意識啓発及び防止対策の徹底
市内の企業や団体等に向けて、パワハラ、セクハラ、妊娠、出産、育児休業等に関する各種ハラスメントの防止対策についての周知広報を行います。

※7 共働き・共育で…夫婦双方が就労しながら、互いに主体となって家事や育児を協力・分担して取組むライフスタイル。

第3章 計画の推進

I 推進体制の充実

1 ジェンダー平等推進本部による計画の推進

常陸太田市ジェンダー平等推進本部において、関係各部署等との連携の充実、各種施策の総合的な調整を行い、全庁的な計画の推進を図ります。

2 男女共同参画審議会の運営

幅広い意見を反映した施策の推進を図るため、常陸太田市男女共同参画審議会を運営し、各種施策の進捗状況の確認や市民の意見把握等のための調査・研究、審議を行います。

3 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進

様々な分野において活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、市の審議会等における委員の任命又は委嘱にあたって、必要な範囲内において積極的改善措置を講じるように努めます。

4 関係機関等との連携

常陸太田市全体として広く男女共同参画のまちづくりを進めるため、市の積極的な取組はもとより、国や県、近隣市町村、NPO やボランティア団体などの地域活動団体、事業者などの各種関係機関と連携し、男女共同参画社会の実現を図ります。

II 計画の周知及び指標の設定

本計画を実効性のあるものとして推進していくために、市民等に対して本計画を広く周知し意識の醸成を図ります。また、定期的に施策の進捗状況を調査し、評価及び見直しを行うとともに、計画の目標指標を設定し、その進行管理を行うことにより計画の実効性を高めます。

1 男女共同参画推進計画の策定及び変更の公表

全市民が一体となって男女共同参画社会の実現に取り組んでいくために、本計画の策定や変更にあたっては、常陸太田市男女共同参画審議会による審議を経るとともに、その内容を市民に対して広く公表し、周知に努めます。

2 計画に基づく施策の実施状況の把握及び公表

本計画の施策を計画的に推進するとともに、その実効性を高めるため、施策の実施状況について定期的に調査及び点検を行い、その結果を市民に公表します。

3 計画の指標一覧

基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた環境整備

No.	項目	現状値(R6)	目標値(R12)
1	社会全体における男女の公平感 (市民アンケート調査[図表 4-1]より)	女性:12% 男性:26%	男女とも: 50%以上
2	審議会・委員会等における女性委員の割合 (常陸太田市調査より)	24.1%	40%以上

基本目標 2 多様性を認めあい人権を尊重する安心・安全なくらしの実現

No.	項目	現状値(R6)	目標値(R12)
3	LGBT(Q+)の方への理解がある人の割合 (市民アンケート調査[図表 10-2]より)	16%	60%以上
4	DVを受けた経験のある人の割合 (市民アンケート調査[図表 11]より)	女性:15% 男性:7%	男女とも:0% (直近5年間)

基本目標 3 ライフステージに応じてすべての人が希望する働き方を選択できる社会の実現

No.	項目	現状値(R6)	目標値(R12)
5	仕事・家事・プライベートの優先度について 理想と現実が一致している人の割合 (市民アンケート調査[図表 7-2]より)	女性:37% 男性:35%	男女とも: 50%以上
6	職場における男女の公平感 (市民アンケート調査[図表 4-1]より)	女性:17% 男性:26%	男女とも: 50%以上

資料編

- 諮問(写)
- 答申(写)
- 常陸太田市男女共同参画推進条例
- 常陸太田市男女共同参画審議会 委員名簿
- 常陸太田市ジェンダー平等推進本部 本部員名簿
- 男女共同参画社会基本法
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ジェンダー・ギャップ指数(GGI)2025年

○ 諮問(写)

7 常陸太田市諮問第1号

常陸太田市男女共同参画審議会

常陸太田市男女共同参画推進条例第20条第2項(平成22年3月19日条例第1号)の規定に基づき、次の事項について諮問する。

諮 問 事 項

1. (仮称)「第4次常陸太田市男女共同参画推進計画」(案)について

令和7年10月16日

常陸太田市長 藤田 謙二

○ 答申(写)

答申後に掲載

○ 常陸太田市男女共同参画推進条例

平成22年3月19日
条例第1号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 基本的施策(第9条—第19条)

第3章 男女共同参画審議会(第20条—第24条)

第4章 雑則(第25条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取組が国際社会における取組とともに進められてきた。さらに、男女共同参画社会基本法の施行により、男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題として位置付けられた。

本市においては、平成13年2月に男女共同参画推進プランを策定し、市民との協働によるまちづくりを進める中でその推進を図ってきたところである。

しかしながら、男女共同参画社会の実現にはなお多くの課題が残されている。

今後、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急激な変化に対応していく上で、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現はさらに推進されなければならない。

ここに、私たちは、人と地域がかがやくまちを目指し、様々な課題に積極的に取り組み、市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画を一層推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号の機会について男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者をいう。
- (4) 事業者 営利、非営利を問わず、市内の事務所又は事業所において事業活動を行っている個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動又は性別の違いによる社会的な慣行に基づく言動により、当該言動を受けた個人の生活環境を害し又は不利益を与える行為をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又は親密な関係にある者等に対する、身体的、精神的、性的又は経済的な暴力及び威嚇、無視、行動の制限等の暴力的行為、又はそれに付随して生じる、子ども、高齢者等への暴力的な行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念にのっとり行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及びその他の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。

- (3) 男女が、性別に関わらず、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、性別に関わらず、家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を、相互の協力と社会の支援の下に、両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解と協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。
- 3 市は、将来を担う子どもたちの教育に関し、幼少期から男女共同参画社会の形成に配慮した教育を行わなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画についての理解を深め、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、雇用等の分野において、積極的に男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活や地域生活における活動を両立できるように、就労環境の整備に努めるものとする。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担を助長する表現、異性に対する暴力的行為を助長する表現その他人権を侵害する性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本となる計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画の策定に当たっては、常陸太田市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

(積極的改善措置)

第10条 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合は、男女間に参画する機会の格差が生じることのないよう、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第11条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、学習機会の提供その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民及び事業者への支援)

第12条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(生涯にわたる男女の健康支援)

第13条 市は、女性が妊娠及び出産に関わる身体的な機能及び権利を持つことに配慮するとともに、男女の生涯にわたる健康の保持及び増進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立支援)

第14条 市は、男女ともに育児、介護その他の家庭生活における活動と職業生活、地域生活等における活動を両立することができるように、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(男女共同参画のための教育の推進)

第15条 市は、男女共同参画を推進するために、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、必要な措置を講ずるものとする。

(地域社会における男女共同参画の推進)

第16条 市は、地域社会における男女の固定的な役割分担意識や慣行を是正し、男女共同参画による地域社会づくりを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(苦情及び相談への対応)

第17条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者から苦情の申出を受けたときは、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害について、市民又は事業者から相談の申出があったときは、関係機関等と協力して、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第18条 市は、男女共同参画を推進するため、必要な体制の整備、情報の収集、分析及び調査研究に努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第19条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第20条 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議等を行うため、常陸太田市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、調査審議等を行う。

(1) 基本計画の策定及び変更に関する事項

(2) 男女共同参画の推進に関し、市長から諮問を受けた事項

3 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第21条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、市民、事業者の代表者、学識経験者及び関係機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の会長及び副会長)

第22条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第23条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第24条 審議会の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

第4章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (省略)

○ 常陸太田市男女共同参画審議会 委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属団体・役職名等	備考
1	中島 美那子	茨城キリスト教大学 教授	会長
2	雨貝 哲也	水戸地方法務局 常陸太田支局長	
3	岡部 英昭	金砂郷中学校 校長	
4	根本 晋	常陸太田市商工会 事務局長	
5	山中 裕滋	常陽銀行太田支店 支店長	
6	茅根 隼人	新宿 Field 代表	
7	栗原 玄樹	栗原農園 代表取締役	
8	加藤木 真紀	三友製作所 常務取締役	
9	大部 千賀子	遠山工業 営業・総務	
10	草野 朋子	久米薬局 代表取締役	
11	石川 八千代	常陸太田市社会福祉協議会 会長	副会長
12	齋藤 加奈子	子育てカフェ隣のおばちゃん家 店長	
13	栗原 あき子	常陸太田市人権擁護委員	
14	二方 善郎	茨城新聞社 日立支社長兼常陸太田支局長	

○ 常陸太田市ジェンダー平等推進本部 本部員名簿

(敬称略)

	氏名	役職名等	備考
1	藤田 謙二	市長	本部長
2	岡部 光洋	副市長	副本部長
3	滝 睦美	教育長	
4	柴田 道彰	政策推進室理事	
5	畠山 卓也	総務部長	
6	安島 剛	企画部長	
7	富山 晴美	市民生活部長	
8	西野 保	保健福祉部長	
9	岡田 和也	農政部長	
10	林 洋二	商工観光部長	
11	川合 学	建設部長	
12	武藤 充宏	議会事務局長	
13	山口 宏造	上下水道部長	
14	川崎 精一	消防長	
15	綿引 久雄	教育部長	
16	井坂 康弘	会計管理者	
17	南 宏史	金砂郷支所 金砂郷地域振興課長	
18	関 紀章	水府支所 水府地域振興課長	
19	杉山 朝洋	里美支所 里美地域振興課長	

○ 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日
法律第78号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

第18条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

（人材の確保等）

第18条の2 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

（調査研究）

第18条の3 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第19条 国は、前3条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第20条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (省略)

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日
法律第64号

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 基本方針等(第5条・第6条)

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針(第7条)

第2節 一般事業主行動計画等(第8条—第18条)

第3節 特定事業主行動計画(第19条)

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表(第20条・第21条)

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第22条—第29条)

第5章 雑則(第30条—第33条)

第6章 罰則(第34条—第39条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女

性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第42条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第1項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しな

ればならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地

域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

一 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 (省略)

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日
法律第31号

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等(第2条の2・第2条の3)

第2章 配偶者暴力相談支援センター等(第3条—第5条の4)

第3章 被害者の保護(第6条—第9条の2)

第4章 保護命令(第10条—第22条)

第5章 雑則(第23条—第28条)

第5章の2 補則(第28条の2)

第6章 罰則(第29条—第31条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前3号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)
- 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前3号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。
- 第2章 配偶者暴力相談支援センター等
(配偶者暴力相談支援センター)
- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がな

く、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第4条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第5条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第5条の2 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第5項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第3項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第5条の3 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第5条の4 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（接近禁止命令等）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第12条第1項第3号及び第4号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第12条第1項第2号から第4号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して1年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第6項第1号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をする事。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をする事。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体そ

の他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項第1号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第1項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第2号から第10号までに掲げる行為（同項第5号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第2項第4号及び第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第10条の2 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第18条第1項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者。以下この条、第12条第2項第2号及び第18条第1項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日

から起算して2月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成16年法律第123号)第2条第22号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、6月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第11条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないときは又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
- (接近禁止命令等の申立て等)

第12条 接近禁止命令及び第10条第2項から第4項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第10条第3項の規定による命令(以下この号並びに第17条第3項及び第4項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前2号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前2項の書面(以下「申立書」という。)に第1項第5号イからニまで又は前項第3号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第1項第1号から第4号まで又は前項第1号及び第2号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法(明治41年法律第53号)第53条第1項又は第59条第3項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、接近禁止命令、第10条第2項から第4項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまで又は同条第2項第3号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第14条の2 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第14条の3 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第14条の4 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第4項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第3項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第1項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第1項の規定によりされた申立て等が第3項に規定するファイルに記録されたときは、第1項の裁判所は、当該ファ

イルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

- 6 第1項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまで又は同条第2項第3号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第10条第2項から第4項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して6月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第10条第3項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければ

ばならない。

5 第3項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第3項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第15条第3項及び前条第7項の規定は、第1項から第3項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第18条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することができない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第2項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情」と、同項第3号中「事項に」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情に」と、同条第3項中「事項に」とあるのは「事項並びに第18条第1項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第20条 削除

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第1編から第4編までの規定(同法第71条第2項、第91条の2、第92条第9項及び第10項、第92条の2第2項、第94条、第100条第2項、第1編第5章第4節第3款、第111条、第1編第7章、第133条の2第5項及び第6項、第133条の3第2項、第151条第3項、第160条第2項、第185条第3項、第205条第2項、第215条第2項、第227条第2項並びに第232条の2の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第112条第1項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第112条第1項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第113条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第111条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第133条の3第1項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第151条第2項及び第231条の2第2項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法

第160条第1項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書 (期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第160条第3項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第160条第4項	第2項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第160条の2第1項	前条第2項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第160条の2第2項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第205条第3項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第215条第4項	事項又は第2項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第231条の3第2項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第261条第4項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第3条第3項第3号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第4条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第4条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

二 市町村が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

（この法律の準用）

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	被害者	被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第10条第1項から第4項まで、第10条の2、第11条第2項第2号及び第3項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで並びに第2項第1号及び第2号並びに第18条第1項	配偶者	特定関係者
第10条第1項、第10条の2並びに第12条第1項第1号及び第2項第1号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項まで及び第10条の2の規定によるものを含む。第31条において同じ。）に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処する。

第30条 第3条第5項又は第5条の3の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第31条 第12条第1項若しくは第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項若しくは第2項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則（省略）

